

香取広域市町村圏事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

令和6年2月16日

条例第3号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年香取広域市町村圏事務組合条例第13号）の全部を改正する。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分については、香取市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年香取市条例第46号）の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。